

社会福祉法人蟹江福祉会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人蟹江福祉会の定款22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長	年額	180,000円
(2) 理事	年額	30,000円
(3) 監事	年額	35,000円

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会出席以外の日において、法人及び事業所の運営のための業務にあつた場合は、第3条の報酬とは別に費用弁償として、日額3,000円を支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合には、旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は、社会福祉法人蟹江福祉会旅費規程によるものとする。

(年度途中において任期を終える時等の報酬額の算定方法)

第6条 年度の途中において任期を終える時等の報酬額の算定方法は、当該年度の年日数で年額を除し、在任期間日数を掛け、その額を支給する。その場合は、四捨五入して、100円単位とする。

(支給時期及び方法)

第7条 報酬額の支給は、明細書を附し源泉徴収後の額を年度末月に支給する。ただし、年度途中において任期を終える時等の場合は、その都度支給する。

2 前項の支給をした場合は、年末に給与等源泉徴収票を本人に交付する。

3 費用弁償の支給については、原則として出席したその日に支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。